



健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

風しん予防接種の 費用を助成します

妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気があるなど「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

予防のためには、妊娠する可能性のある女性は事前に予防接種を受けておくことが大切です。

また、パートナーの方も風しんを発症しないよう注意しておく必要があります。

日高町では、妊娠を希望している女性と、妊婦さんの夫への風しん予防接種または、麻しん・風しん混合予防接種の費用を助成します。

《対象者》

日高町に住所を有する方で、左記の事項に該当する方

● 19歳～49歳の妊娠を予定

または希望している女性

(昭和44年4月2日～)

平成13年4月1日生)

※接種を希望する方は、妊娠していない時期に接種し、接種後2か月間は妊娠を避ける必要があります

● 妊娠を希望する女性の夫(事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む)

● 妊娠している女性の夫(母子健康手帳で確認します)

※右記にかかわらず、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日

生まれの男性については、風しん第5期定期接種の対象になります。

平成31年4月1日

～令和2年3月31日

《助成期間》

健康推進課へ申請して無料接種券・予診票の交付を受けてください。次に、医療機関に予約し、それらを持参して接種を受

けること。

◇申請に必要なもの：印鑑

(母子健康手帳(妊娠してる女性の夫))

● 償還払いによる助成

接種完了後、医療機関に接種費用をお支払いください。

必要書類をご持参の上、健康推進課へ費用の償還を申請してください。

◇申請に必要なもの：印鑑

(母子健康手帳(妊娠してる女性の夫))

● 一般不妊治療

不妊や不育に悩んでいるご夫婦を支援するため、治療費の一部を助成します。

不妊治療費の 助成について

助成内容

● 一般不妊治療

不妊や不育に悩んでいるご夫婦を支援するため、治療費の一部を助成します。

● 対象者

日高町に住所を有する方で、左記の全ての要件を満たす方

・ 法律上の婚姻をしているご夫婦であること

・ 夫または妻のいずれか一方、あるいは両者が和歌山県内に1年以上住民登録していること

・ 各種医療保険に加入されていること

・ 夫婦の前年度の合計所得が730万円未満であること

● 助成内容

助成額 … 1年度につき20万円を限度に助成

助成期間 … 連続する2年間の費用を助成

申請方法

治療終了後、申請書に関係書類を添付して3月末までに健康推進課へ申請してください。



●特定不妊治療

体外受精および顕微授精(特定不妊治療)を受けられたご夫婦に対し、経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。助成は、和歌山県特定不妊治療費助成事業に上乗せする形でを行います。

■対象者

- ・ 左記の全ての要件を満たす方
- ・ 特定不妊治療以外の治療法によつては妊娠の見込みがないか、または、極めて少ないと医師に診断された方
- ・ 法律上の婚姻をしているご夫婦であること
- ・ 指定医療機関において特定不妊治療を受けた方
- ・ 夫または妻のいずれか一方、あるいは両者が日高町に住民登録があること
- ・ 夫婦の前年度の合計所得が730万円未満であること
- ・ 和歌山県特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成金の交付を受けている方

■助成内容

和歌山県特定不妊治療費助成要綱の助成額を控除した額を、10万円を限度に助成します。

■助成回数

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が

- ・ 40歳未満
 - ・ 43歳になるまでに通算6回
 - ・ 40歳以上43歳未満
 - ・ 43歳になるまでに通算3回
 - ・ 43歳以上
- 助成対象外

■申請方法

治療が終了した日の属する年度内に御坊保健所へ申請して頂くと、町の助成の申請ができます。(3月に治療が終了した場合に限り、翌年度の4月末まで申請が可能です)

申請書および関係書類について、詳しくは健康推進課(☎633801)まで。

ジェネリック医薬品使用促進の お知らせをお送りしています

後期高齢者医療制度に加入されているみなさまへ

11月下旬から12月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用された場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象に、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせをお送りしています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善には、ジェネリック医薬品の普及が重要です。この機会に、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。



このお知らせは、現在処方を受けているお薬を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が軽減できることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。切り替えを希望される方は、かかりつけの医師または、薬剤師にご相談ください。

【お問い合わせ先】

後発医薬品利用差額通知コールセンター
☎0120・53・0006 (通話無料)

和歌山県後期高齢者医療広域連合
和歌山市吹上2丁目1番22号 日赤会館9階
☎073・428・6688